

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（平成29年度決算分）

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 97,891千円

（歳出） 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 811,629千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	一般財源		
			社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	2,830	0	294	2,536
	心身障害者等福祉事業	240,932	189,634	29,074	22,224
	老人福祉事業	6,163	1,200	783	4,180
	地域福祉センター事業	6,078	2	685	5,391
	福祉医療事業	48,567	19,802	5,873	22,892
	児童手当事業	154,780	130,485	18,697	5,598
	保育所事業	4	4	0	0
	小計	459,354	341,127	55,406	62,821
社会保険	国民健康保険事業	101,231	72,563	12,236	16,432
	後期高齢者医療事業	47,960	35,970	5,776	6,214
	介護保険事業	202,325	1,958	24,375	175,992
	小計	351,516	110,491	42,387	198,638
保健衛生	母子衛生事業	759	270	98	391
	小計	759	270	98	391
合計	811,629	451,888	97,891	261,850	

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、平成29年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。